

# ちよこつと通信

青木厚二郎税理士事務所

R2.7月号

VOL.097

いつもお世話になります。

毎年起きる水害。私は、穂積市に住んでいることもあり、豪雨の話題は自分ごととしていつもニュースをみています。昭和51年の水害からもうすぐ半世紀が経とうとしています。備えることしかできませんが、命を守る行動をしたいと思います。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

## 先人の言葉

逆境に悲観せず。  
順境に慢心せず。

吉野 幸則 (実業家)

## 幸せまであと一歩

「辛い」という字がある。  
もう少しで「幸せ」に  
なりそうな字である。

星野 富弘 (詩人・画家)

～元気手帳⑤希望・挑戦編より

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【学校運営協議会】

7月6日に穂積中校区学校運営協議会の会議に出席しました。学校の運営方針を審議し、確認することを目的とします。また、穂積中校区内の環境整備を共に行うことの話し合いをしました。このような会議に出席させていただくことができ、大変光栄に思います。(青木)



# 知っところ！「税務のマメ知識」

## マスク購入費用の用途区分



緊急事態宣言が解除され、デパートやレストラン等多くの店舗で営業再開の動きが加速しています。とはいえ、従業員はマスク等の着用や検温の実施、来店する客に対してはマスクを配布し、消毒液やサーモグラフィを設置するなど、感染症対策を徹底して再開する店舗等がほとんどでしょう。従業員と来店客が使用する感染症対策の備品等を仕入れた場合、仕入税額控除の個別対応方式の用途区分について、総務・経理部門など、営業・製造部門以外の従業員も使用等するときには、その費用は「共通対応」となります。ただ、使用用途等を営業担当や製造部門、来店客等の直接、“課税売上のみに対応する使用分”と総務・経理部門等の“それ以外の使用分”で合理的に分けられれば、前者は「課税売上対応」、後者は「共通対応」に区分することができます。従業員の使用分を上記のように合理的に分けるには、営業・製造部門と、総務・経理部門の各従業員数に基づき按分して算出する方法等があります。例えば、仕入れたマスク1万枚のうち1,000枚を従業員に使用させる場合、営業・製造部門の従業員数が全体の3割であれば、300枚分の費用を「課税売上対応」に区分できます。来店客に配布する分の9,000枚は、来店客に対する売上が課税売上のみであることが明らかであれば、その売上を伸ばすための販売促進費として「課税売上対応」に区分できます。なお、サーモグラフィ1台を仕入れて、それを総務・経理部門を含む従業員と来店客の共有で使用している場合は、使用分を分けることができないため「共通対応」となります。

引用；週刊税務通信 3610号

## 事務所あれこれ日記

### 【事務所の除草をしました】

この時期になると事務所まわりのコンクリート敷きや砂利の下からも雑草が生い茂っていましたが、綺麗に除草されました。雑草の生命力は強いですね。



AOKI LICENSED TAX  
ACCOUNTANT OFFICE

### 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

